

防府市空き家利活用改修費補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

令和3年3月25日改正

令和4年3月31日改正

令和5年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存在する空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、令和5年度における当該空き家の改修をすることに対し、防府市空き家利活用改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次に掲げる全てに該当するものをいう。

ア 人の居住の用に供する建築物（一戸建て）又は主として人の居住の用に供する部分からなる店舗等併用住宅（居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であって、居住その他の使用がなされていないことが、概ね1年以上のものであること。

イ 建築年数が10年以上経過しているものであること。

ウ 防府市空き家バンク台帳に登録されているもの又は登録されていたもの（登録中に売買契約が成立したものに限り。）であること。

エ 土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外にあるもの又は当該区域内にあり建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しているものであること。

オ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項の規定に基づく助言又は指導を受けていないものであること。

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合したものであること。

キ 過去にこの補助金の交付を受けていないものであること。

ク 昭和56年6月1日以降に着工された住宅又は同年5月31日以前に着工された住宅で次の(ア)若しくは(イ)に該当するものであること。

(ア) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に沿って行うものをいう。）の結果、倒壊の危険性がないと判断されたもの。

(イ) 補助金の交付申請時に耐震改修（法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針に沿って行うものをいう。以下同じ。）が実施済であるもの又は補助金の完了報告時まで耐震改修が実施済となるもの。

(2) 施工業者 市内に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者をいう。

(3) 改修 空き家の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 当該空き家を購入する契約を締結した個人で、売買契約を締結した日から1年を経過していないものであること。ただし、3親等以内の者から購入する場合を除く。

(2) 補助対象者を含む当該空き家に居住する全員が、防府市税を滞納していないこと。

(3) 第13条の完了報告書の提出までに当該空き家に居住する世帯の全員が、市に住民登録をすること。

(4) 補助対象者を含む当該空き家に居住する全員が防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が居住の用に供するため、空き家の性能の維持及び向上に係る改修を施工業者に依頼して行う工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 補助対象事業費の合計が10万円(消費税及び地方消費税の額を除く。)に満たないもの
- (2) 第9条第1項の交付決定の日より前に、補助対象事業に着手した工事
- (3) 第13条に定める期限までに完了報告書の提出ができないもの
- (4) 移動又は取外しが可能な機器若しくは製品の購入
- (5) 車庫、倉庫等の改修(別棟の場合)
- (6) 改修工事費用以外の費用(設計費、登記費用、仲介手数料、家電等の機器等の購入費用、造園及び庭木の剪定並びに除草等の費用、家財道具の運搬及び処分費等)
- (7) 他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となるもの
- (8) その他法令等で定める事項に違反するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた改修工事等
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用(消費税及び地方消費税を除く額をいう。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1かつ50万円を超えない額(千円未満は、切り捨てるものとする。)を限度に補助するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助対象事業を行う補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 空き家の売買契約書の写し
- (2) 補助対象空き家の登記事項証明書の写し
- (3) 空き家の位置図及び平面図(改修工事個所を明記)

- (4) 事業実施計画書（第2号様式）
- (5) 空き家全体及び改修工事個所の写真
- (6) 施工業者の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- (7) 防府市税の滞納がないことを証する書類（世帯全員）
- (8) 第2条第1号のクに該当することを証明する書類（耐震性を有することが確認できるもの。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業として適切であると認めるときは、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、審査により、補助金の不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者が、当該会計年度内において、受けることができる補助金の交付の決定は、一の補助対象事業に限るものとする。

(事業の実施)

第10条 前条第1項の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第9条第1項の通知を受けた以後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金取下申出書（第5号様式）により交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(補助対象事業の変更申請等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市へ事前相談を行い、当該変更に係る補助金変更申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「当該変更に係る書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金交付の変更を決定したときは、補助金変更等決定通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

4 第4条第1号及び第8条の規定は、前項の規定により補助金交付の変更決定する場合に準用する。

5 第9条第2項の規定は、第1項の書面の提出を受けた場合において、内容の変更を認めないときに準用する。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日(防府市の休日に関する条例(平成元年防府市条例第29号)第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日)のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えた完了報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る請負契約書の写し又は請書の写し

(2) 補助対象事業に要した費用の内訳を示す書類の写し

(3) 補助対象事業に係る施工業者の請負代金請求書又は領収書の写し(請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内に領収書の写しを市長に提出)

(4) 補助対象事業の改修中及び改修後の写真

(5) 当該空き家への転居後の世帯全員の住民票の写し

(6) 第2条第1号のクに該当することを証明する書類(耐震性を有することが確認できるもの。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(期日までに完了報告が困難な場合の報告等)

第14条 補助事業者は、前条の規定により定められた期限までに完了報告書の提出が困難となったときは、遅滞なく、完了報告書提出期限延長申請書（第9号様式）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書面の提出を受けた場合において、正当な理由があると認めるときは、前条に定める完了報告書の提出期限を当該年度の3月20日（防府市の休日に関する条例第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）まで延長することができる。

3 市長は、前項の規定による完了報告書の提出期限の延長を決定したときは、補助金変更等決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

4 第8条の規定は、前項の規定により完了報告書の提出期限の延長を決定する場合に準用する。

5 第9条第2項の規定は、第1項の書面の提出を受けた場合において、完了報告書の提出期限の延長を認めないときに準用する。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、第13条の完了報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置を補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。この場合において、同条中「2月28日」とあるのは、「3月20日」と読み替えるものとする。

(補助金の交付請求)

第17条 補助事業者は、第15条の規定による通知を受けたときは、請求書

(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日の翌日から起算して30日以内に補助事業者に対該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 完了報告の際に第13条第6号の書類が添付できなかったとき。(完了報告時まで耐震改修が必要な場合に限る。)

(3) 第12条、第13条又は第14条の規定により定められた期限までに完了報告書の提出ができなかったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 補助金を他の用途に使用したとき。

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 第1項の規定による取消しの通知は、補助金交付取消通知書(第12号様式)により、及び前項の規定による返還の命令は補助金返還命令書(第13号様式)により行うものとする。

(報告及び指示)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、又は補助対象事業の実施に関し必要な指示をすることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月25日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____

補助金交付申請書

年度防府市空き家利活用改修費補助金の交付を受けたいので、防府市空き家利活用改修費補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 改修工事完了予定日	年 月 日
3 補助対象経費	円
4 補助金交付申請額	円
5 誓約事項	以下のことを誓約し、申請します。 ○ 当該空き家を3親等以内の者から購入したものではないことを誓約します。 ○ 私を含む世帯全員は、完了報告書の提出までに防府市（当該空き家）に住民登録をすることを誓約します。 ○ 私を含む世帯全員は、暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。 ○ 私は、補助対象事業の実施に当たり、他の補助

	金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。
6 備考	

※関係書類

- 1 売買契約書の写し
- 2 登記事項証明書の写し
- 3 位置図及び平面図
- 4 事業実施計画書
- 5 空き家全体及び改修工事個所の写真
- 6 施工業者の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- 7 防府市税の滞納がないことを証する書類
- 8 第2条第1号のクに該当することを証明する書類（耐震性を有することが確認できるもの。）※旧耐震基準以前のものに限る。
- 9 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

事業実施計画書

申請者		
施工業者	事業者名	
	住所	
	担当者氏名	
	電話番号	
改修事業の内容 (具体的に)		
改修工事着手予定日		年 月 日
改修工事完了予定日		年 月 日

1 改修する空き家の概要

所在地	防府市
延べ面積	m ²
階数	階
構造	

2 交付申請額の算出

改修工事費		円
補助対象経費(a)		円
補助金算定額(b)	(a) × 1/2	円
補助金交付申請額	(b) と 500,000 円の少ない方の額	円

備考

- 1 補助対象経費(a)は、改修工事費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち補助対象とならない費用（設計費、登記費用、仲介手数料、家電等の機器等の購入費用、庭木の剪定及び除草等の費用、家財道具の運搬及び処分費等）を除いた額を記入すること。
- 2 補助金交付申請額に、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 3 補助対象事業の実施予定箇所及び改修工事の内容が分かる書類の写しを添付すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

様

防府市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市空き家利活用改修費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 補助金交付決定額	円
3 改修工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 施工業者	
5 交付の条件	
6 備考	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助金取下申出書を提出すること。・補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市へ事前相談を行い、着手前に補助金変更申請書を提出すること。・補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内又は当該年度の2月28日（防府市の休日に関する条例（平成元年防府市条例第29号）第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）のいずれか早い日までに完了報告書を提出すること。・補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を報告すること。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

防府市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市空き家利活用改修費補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、防府市空き家利活用改修費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 不交付とした理由	
3 備考	

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____

補助金取下申出書

年 月 日付け 指令防都計空第 号で交付決定のあった防府市
空き家利活用改修費補助金について、交付申請の取り下げをします。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 補助金交付決定額	円
3 取下理由	

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____

補助金変更申請書

年 月 日付け 指令防都計空第 号で交付決定のあった防府市
空き家利活用改修費補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類
を添えて申請します。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 変更内容	
3 変更理由	
4 備考	

※添付書類

交付申請時に添付した書類のうち、変更に関する書類を添付すること。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

様

防府市長

補助金変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市空き家利活用改修費補助金については、下記のとおり変更を決定したので通知します。

記

1 当初交付決定年月日	年 月 日 第 号
2 当初交付決定額	円
3 変更交付決定額	円
4 変更内容	
5 空き家の所在地	防府市
6 変更決定の条件	
7 備考	

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____

完了報告書

年 月 日付け 指令防都計空第 号で交付決定のあった防府市
空き家利活用改修費補助金について、関係書類を添えて下記のとおり報告しま
す。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 補助対象事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日

※関係書類

- 1 補助対象事業の請負契約書の写し又は請書の写し
- 2 補助対象事業に要した費用の内訳を示す書類の写し
- 3 補助対象事業に係る施工業者の請負代金請求書又は領収書の写し（請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを提出）
- 4 補助対象事業の改修中及び改修後の写真
- 5 当該空き家への転居後の住民票の写し
- 6 第2条第1号のクに該当することを証明する書類（耐震性を有することが確認できるもの。）※旧耐震基準以前のものに限る。
- 7 その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____

完了報告書提出期限延長申請書

年 月 日付け 指令防都計空第 号で交付決定のあった防府市
空き家利活用改修費補助金について、下記のとおり完了報告書の提出期限を延
長したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 変更理由	
3 備考	

※添付書類

工程表等補助対象事業の進捗が分かる書類を添付すること。

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

様

防府市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市空き家利活用改修費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額	円
2 空き家の所在地	防府市
3 備考	

第11号様式（第17条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____

請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市空き家利活用改修費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
------	---

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義	

第12号様式（第19条関係）

年 月 日

様

防府市長

補助金交付取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした防府市空き家利活用改修費補助金については、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 取消理由	
3 交付決定年月日	年 月 日 第 号
4 既交付決定額	円
5 既交付額	円
6 取消金額	円

第 1 3 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

様

防府市長

補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定をした防府市空き家利活用
改修費補助金については、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額	円
2 返還期限	年 月 日
3 返還方法	
4 返還事由	